

【インドネシア】未納特許年金の支払期限に関する通知について

2019年8月19日

ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア知的財産総局は、未納付特許年金の支払期限を2019年8月17日まで猶予する旨の通達（Circular Letter No. HKI.KI.05.04-04 on Extension of time to fulfill the obligation for unpaid patent annual fee for patent holders）を公布しているが、猶予された支払期限が迫っていることから、注意喚起のための通知（Notification No. HKI.3-Ki.05.04-26）を発行した。

同通知では、①支払期限が2019年8月17日であること、②技術的な問題で支払期限までに支払うことができない場合には、8月17日までに特許・半導体配置設計・営業秘密局に書面で通知すること、③特許年金を既に支払った場合には、その特許番号を8月17日までに特許・半導体配置設計・営業秘密局に書面で通知すること、④8月17日までに特許年金を支払わない場合には、新たな特許出願は特許年金を支払うまで処理されないこと、が記載されている。

本内容は、日本貿易振興機構が2019年8月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。